

緊急時等における位置情報の取扱いに関する検討会

第8回 議事要旨

- 1 日時 平成25年3月18日(火) 10:00～12:00
- 2 場所 総務省 共用10階会議室
- 3 出席者(敬称略)

○構成員

長谷部 恭男(座長)、佐伯 仁志(座長代理)、森 亮二(座長代理)、木下 剛、木村 たま代、古賀 靖広、柴崎 亮介、曾我部 真裕、高田 昌彦、高橋 克巳、北條 博史、森川 博之、山下 純司、吉野 充信

(欠席:長田 三紀)

○総務省

安藤 友裕(総合通信基盤局電気通信事業部長)

吉田 博史(事業政策課長)

玉田 康人(消費者行政課長)、松井 正幸(消費者行政課電気通信利用者情報政策室長)、藤波 恒一(消費者行政課企画官)、森里 紀之(消費者行政課課長補佐)、増原 知宏(消費者行政課課長補佐)

河内 達哉(データ通信課長)、山口 修治(データ通信課企画官)、西室 洋介(データ通信課課長補佐)

○オブザーバ

国立情報学研究所 アーキテクチャ科学研究系教授 佐藤 一郎

4 議事

(1) 開会

(2) 議題

ア 海外における位置情報の取扱いについて

事務局説明

有識者からのプレゼンテーション

- ・英知法律事務所 弁護士 森 亮二氏

イ 同意取得等について

有識者からのプレゼンテーション

- ・ 学習院大学法学部教授 山下 純司氏

事務局説明

ウ 位置情報の匿名化について

有識者からのプレゼンテーション

- ・ NTTセキュアプラットフォーム研究所 主幹研究員 高橋 克巳氏

- ・ 国立情報学研究所アーキテクチャ科学研究系教授 佐藤 一郎氏

エ 自由討議

(3) 閉会

5 議事要旨

(1) 海外における位置情報の取扱いについて

- ・ 米国においては、個人情報、プライバシーに関する分野横断的な法律は存在せず、現在分野ごとの個別法と自主規制が基本になっている。また、Wi-Fi等を使った位置情報サービスのプライバシーについては、現在まさしく議論がなされているところで、本年2月にはFTCにおいてセミナーが開催され、米国のシンクタンクであるFPFにおいては、モバイルの位置情報分析に関する行動規範というのを作成し、これに賛同している位置分析企業とともにMACアドレスにより企業に行動を追跡されたくない消費者に一括でオプト・アウトさせるウェブサイトを立ち上げている。
- ・ 英国においては、個人情報、プライバシーを包括的に規定したものとしてデータ保護法があり、識別できる生存する個人に関する位置情報については個人データに該当し得るものと承知している。電気通信分野については、プライバシーと電子通信に関する規制があり、EUの「電子通信プライバシー指令」とほぼ同旨が定められている。また、英国の情報コミッショナーがヨーロッパのデータ保護当局として初めて匿名化に関するガイドラインを国として示している。

(2) 同意取得等について

- ・ 位置情報を取り扱うに当たっての有効な同意について、特に位置情報について特別な議論がそれほど民法の中であるわけではないが、一般的な意思表示等の議論としては、同意があったと言えるためには、意思表示をした人が自分が同意しているということは少なくとも認識しているということが必要だと思われる。個別の同意について同意取得

するときでも、できれば位置情報取得に伴うリスクや負担を理解できる程度の説明はしておく、できれば少なくとも知りたい人には知れるような状態をつくった上で同意をとることが望ましいのではないか。

- 位置情報取得の同意は継続的になされている必要があるのではないかとのことだが、これは先ほどの事務局からの通信の秘密での説明と同様に、やはり位置が変わり得るということで、その都度同意というものがなければいけなくて、性質上、包括的な事前の同意になじまないという理由によるものだろうか。
- 基本的には将来に向かって拘束力を持たなければ包括的同意とは言えない。結局気が変わったら変えられるというのは同意をとっていないのではないか。ただ、約款でとることが全てだめという話ではなくて、推定できる同意があって、やめられる状況にあるということ自分をわかっている状況であれば、それは個別同意を続けている状況に近いといえるのではないか。
- 現実に同意をしているのではなくて、合理的な人間であれば拒否する理由がそもそもないはずだから、合理的な人間だったら同意しているはずであるという仮定の同意ということか。仮定の同意というのは何か新たに理由をつけ加えているわけではない気もするが、そういう場合については仮定の同意だけでも、その存在を一応推定できて、ただ、それは後で本人の現実の意思でオプト・アウトできる、そういう組み立てになっているという風に理解してよいか。
- 私的自治の問題なので、基本的には同意が要るんだという前提で、多分同意の解釈の問題だと理解、整理されているのではないかと思う。こういう同意をしたら、当然にこういう義務を引き受ける同意、意思がそこには含まれていますよねと言えるようなものがあって、その範囲ではたとえ契約条項を一個一個読んでいなくても同意があるとか、合意内容になるというような理解をしているのではないか。

(3) 位置情報の匿名化について

- 位置情報の匿名化について、まずは自宅等のセンシティブな位置であれば、単独であっても保護は必要。それから、軌跡に関していえば、さまざまなリスクがあるので保護しておく必要がある。この2点というのは代表的なリスクだと思うが、ここをきちんと保護することで、ほぼ安全なデータというのがつけられるのではないかと思う。一方で、保護手法に関して言えば、さまざまなものがあって、データと利用目的に応じて適切な

ものを選んでおく必要がある。また、位置情報を保護した上で活用というコンテキストで最大限の成果を得るためには、やはり匿名化の程度とか規律、使う手法も含めて、ケースに応じて柔軟に合意形成していくことが合理的であるかと考えている。

- 欧州のカーナビでは、乗り始めの所定距離、または所定時間のデータをばっさり切って、その中間の情報だけ使うというやり方をしている。この事例の場合、ユーザーの同意はとっており、カーナビを1回使うごとにユーザー識別番号を再割り当てしているため、時間的に継続してプレーすることはできない。ただ、中間の車の位置情報というのは、例えば道路の混雑状況を見るような場合、大体中間の情報というのは幹線道路を通っているので、混雑状況を見る時には十分であるという考え方もできる。位置情報というものの中で守るべき情報と、守らなくてもいい情報というものをうまく分けて考えることが重要ではないか。
- 現状の測位技術の精度、例えば今は10メートルであるとか3メートルという範囲でユーザーが大丈夫だと思っていたとしても、それが1メートル、50センチ、10センチというふうに測位精度が上がってくると、別の反応を示すことがある。よって、技術進歩というのをよく見て制度設計をすることが必要。
- 法第23条1項適用除外情報の匿名化の程度について、具体的には今IT室で検討がされていると思うが、どんな程度でもいいと言ってしまうと、最低限の匿名化しかしなくなってしまうのではないかと考えている。法第23条1項適用除外情報の加工、匿名化の程度についてのお考えを伺いたい。
- 必ずしも技術検討WGで、基準について同意がとれているわけではないが、ただ、出すにしても、そのデータを見れば、明らかに個人が特定できるような情報というのは削除されているべき。また、その後どの程度加工するかについては、規律で縛るということ为前提にしており、その規律のほうが見えていない中、技術検討WGで深く議論することができなかったという事情がある。ただ、利活用に必要最低限の情報に限定されるべきであり、利活用ができる、利活用を阻害しない範囲で匿名化はされるべきだと思っている。
- 位置情報の継続的な長い履歴に十分な匿名化を施すことは困難で、どの程度短かければよいとするのが論点になるのではないか。また、商業施設内での人の移動のように人がたくさんいるところでは、位置情報自身は問題がないと考えられるが、その情報が他の情報と結びつくのかをきちんと議論していくということが論点になり得る。

- ・ パーソナルデータ検討会の技術検討WGは、元々F T C 3要件の紹介があつて始まったものだが、法制度論と合理的な匿名化という技術の話の両者が相まって安全性の確保が実現できることから、どちらか決まらないと、もう一方も決まらないため、どちらが先かという問題がある。今回はまず技術WGが報告書を出したが、F T C法5条のようなものがない日本においては、法第23条1項適用除外情報についても、F T C 3要件と全く同じというわけにはいかない。この法第23条1項適用除外情報の法制度としてどういうものがあり得るかということを親会なら親会で提案をしてから、今のような技術側の合理的な匿名化ということを議論した方が早いのではないか。
- ・ 基本的に同意をきちんととることが、データの利用の柔軟性を上げ、社会的なリスクも少ないということを前提とした上で、法第23条1項適用除外情報のある程度の匿名化というのは、例えば長期間の履歴はだめということにしてしまうと、公衆衛生や都市計画などの研究分野のように、10年単位で追跡をすることで成果を得るものは意味をなさなくなってしまう。いかに利用目的を達しつつリスクをできるだけ下げるか、そのところの識別化の防止処置というのを柔軟にうまくつくれるようにしておくということが非常に重要。
- ・ この情報はこう使うというのを事前に決定するのは難しく、利用目的と所属機関で個別の利用形態ごとに検討せざるを得ない。情報を利用する際の利用者への示し方や、適正に運用されているかのチェックの仕方を議論した方がよいのではないか。
- ・ 利用者としては、知らないうちに自分のデータがどういう風に使われているかという点が一番不安を感じるが、今までそういうことを、例えば携帯電話やスマートフォンを使っていて考えた人は一般にはあまりいないのではないか。
- ・ 一般の方が知らないうちに提供している通信を成立させるためのデータと、同意を取得して収集・利用するデータとは分けて考えて、匿名化と情報提供をどうするか、それから同意許諾をどうするかというところを整理していただきたい。

以上